

令和元年度第8回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和元年11月18日（月）午前9時30分～午前10時30分
- 2 場 所 山口市役所（山口総合支所） 第10・11会議室
- 3 出席者
 - （1）出席委員（農業委員24名中22名：推進委員6名）
荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、上田 正士、小野 基之、海地 博志、
片山 潤之、河村 吉人、神田 一夫、田戸 洋志、恒富 竹司、
徳田 文雄、中谷 敏明、原田 雅恵、原田 好子、藤村 守、
藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、山根 良男、
山見 智盟、吉富 崇子

西村 和男、重枝 隆、勝本 紘、繁村 勝正、
徳田 敦之、山根 久子
 - （2）欠席委員（2名）
賀屋 忠之、中川 恵美子
 - （3）事務局
末貞局長・吉村参事・福井副主幹・戸田岸
 - （4）会議傍聴人
- 4 会議
 - （1）議事録署名委員指名
 - （2）議案審議
 - （3）その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和元年度第8回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席22名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

徳田 文雄 委員 及び 中谷 敏明 委員
をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。

農地法第3条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、仁保上郷です。

申請地は、仁保地域交流センターから北東へ2.1kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人からの申し出に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は584アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第2号、仁保中郷です。

申請地は、JR仁保駅から北東へ1.2kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

自宅の隣接地である申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は131アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第3号、鑄銭司です。

申請地は、鑄銭司地域交流センターから南東へ840mから1.1kmに位置する農用地区域内の農地及び集团的に存在する第1種農地です

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の申し出に応え、自宅に近い申請地を取得し、農業経営の拡大を図

るものです。

取得後の経営規模は、220アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第4号、鑄銭司です。

申請地は、鑄銭司地域交流センターから南東へ1kmに位置する集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の申し出に応え、自宅に近い申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、76アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第5号、鑄銭司です。

申請地は、鑄銭司地域交流センターから南東へ1.1kmに位置する農用地区域内の農地及び集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の申し出に応え、自宅に近い申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

なお、この許可申請と同時に利用権設定申出書が提出されており、令和元年11月25日の公告後の経営規模は40アールとなり、山口市が定めた別段面積30アールに達することとなります。また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

また、この事案の許可は、利用権設定の公告と同時施行といたします。

議案第6号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南へ1.5kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の申し出に応え、自宅に近い申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、43アールとなりますが、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第7号、嘉川です。

申請地は、ＪＲ上嘉川駅から北西へ２．６ｋｍから２．７ｋｍに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の申し出に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は６８２アールとなり、また農地法第３条第２項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第８号、深溝です。

申請地は、ＪＲ深溝駅から南東へ１．２ｋｍに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

自己所有の農業用倉庫に隣接する申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は１，８８３アールとなり、また農地法第３条第２項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第９号、佐山です。

申請地は、佐山地域交流センターから北西へ１．２ｋｍに位置する、集団的に存在する第１種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

耕作地に近い申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は４５アールとなりますが、山口市が定めた別段面積３０アールに達しており、また農地法第３条第２項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第１０号、阿知須です。

申請地は、ＪＲ岩倉駅から北へ２２０から２６０ｍに位置する、農用地区域内の農地、及び公共施設から近距離の地域内にある、第３種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

譲渡人の申し出に応え、申請地を取得し、農業経営に参入するものです。

取得後の経営規模は３０アールとなりますが、山口市が定めた別段面積３０アールに達しており、また農地法第３条第２項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第 1 1 号、阿知須です。

申請地は、阿知須総合支所から西へ 1. 2 k m に位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

申請人は、農地所有適格法人 農事組合法人●●●●●の構成員であり、法人に利用権設定されている農地を取得するものです。

取得後の経営規模は 2 0 6 アールとなり、また農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、この事案につきましては、法人に収益権が設定されている農地で、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

また、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、自らが構成員である農地所有適格法人、及び、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第 1 2 号、阿知須です。

申請地は、阿知須総合支所から西へ 1. 7 k m に位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の申し出に応え、自宅に近い申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は 4 6 アールとなりますが、山口市が定めた別段面積 3 0 アールに達しており、また農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第 1 3 号、徳地引谷です。

申請地は、仁保地域交流センターから東へ 4. 1 k m に位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、防府市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の申し出に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は 6 0 アールとなり、また農地法第 3 条第 2 項の各号に

事務局	は該当せず、許可要件は満たしております。 議案第 1 4 号、徳地引谷です。 申請地は、仁保地域交流センターから東へ 4. 1 k m に位置する、農用地区域内の農地です。 申請人は、防府市内に居住し、農業を営む者です。 譲渡人の申し出に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。 取得後の経営規模は 6 2 アールとなり、また農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。 議案第 1 5 号、阿東地福下です。 申請地は、J R 名草駅から南東へ 2. 4 k m から 2. 7 k m に位置する、農用地区域内の農地です。 申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。 自宅付近の申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。 取得後の経営規模は 7 5 0 アールとなり、また農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。 以上で農地法第 3 条の許可申請に係る議案の説明を終了します。 御審議よろしく願いいたします。
議長	次に、該当する地区協議会での協議結果を順次お願いします。 なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。
北部地区委員	問題ありません。
川東地区委員	問題ありません。
川西地区委員	問題ありません。
徳地地区委員	問題ありません。
阿東地区委員	問題ありません。
議長	事務局からの議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議

議長

案審議に入ります。

以上の農地法第3条に係る全議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

議長

A 委員。

A 委員

8 ページ、議案第10号です。譲受人は山口市の30アールを満たしているという説明がありましたが、その中で登記簿上は山林で現況は畑の場合、農地なのか山林なのか。どういう基準で農地とみなすのか、勉強したいので教えていただきたい。

事務局

登記簿上が山林になっていて、現況が畑ということですが、こちらにつきましては、現況が畑ということから農地とみなし、農地台帳の方に登録があるものです。以上です。

議長

A 委員、わかりましたか。現況主義で参ります。よくあるのが、登記地目が雑種地で、現況を畑にしていたら畑とみなされます。

A 委員

極端なことを言うと、登記簿上農地であるが、現況が山であつたら対象から外れるということですね。

議長

そうですね。非農地の可能性があります。

事務局

今の中で、登記簿上が山林になっているところについて、営農上はタケノコを出荷されているということで、台帳に登録をされております。今、議長が言われましたように、登記簿上が農地で、現況が山林になっている場合は、現況証明を取られるのであれば、内容に応じて非農地ということで、証明を出すことになろうかと思えますし、非農地通知、非農地判断、これをやれば、その通知をもって、御本人が登記を農地から、非農地、山林なりに変更することができるという形になります。以上です。

議長

A 委員さん、よろしいでしょうか。

A 委員	はい。
議長	他の委員さんは何かございますか。B 委員。
B 委員	今度、譲り受けられる方が湯田温泉ということですが、阿知須の方まで何日来られるのですか。
C 委員	川西地区協議会で話した中では、先ほど話が出ていましたが、申請地●●●番の左上の方は、現況が竹藪だったと。それでタケノコ出荷ということで、現状はそうなっていますが、譲受人は重機などを持っておられて、いまからここを開墾するために、ある程度の日数は来られます。
事務局	現在は湯田温泉に住んでおられますが、譲渡人の所有地を全部取得して、山口市阿知須に住民票を移されるということで、営農計画書をみますと、実際の通作距離が10mから50mぐらいに転居後はなるそうです。ヒマワリを栽培して、生花および種を販売するというような計画になっております。以上です。
議長	B 委員、よろしいでしょうか。
B 委員	はい。
議長	それでは、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。 只今審議しました農地法第3条に係る全議案について、一括で採決を行います。 全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】 挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る申請については、全て「許可」といたします。 続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。 農地法第4条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

それでは12ページを御覧ください。
合わせて、参考位置図17ページをお開きください。

議案第16号、大内千坊五丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから北東へ1.2kmに位置する、都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある第3種農地です。

以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域と説明させていただきます。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

自治会のゴミ置場の容量が不足しているため、申請地にゴミ置場を設置するものです。

なお、申請地は、平成30年10月に農地法の許可を得ることなくゴミ置場として一部転用されたものですが、北部地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第17号、朝田です。

申請地は、JR仁保津駅から北東へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

日照条件の良い申請地に太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第18号、朝田です。

申請地は、JR仁保津駅から北東へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

同時に提出した議案第17号の太陽光発電設備の設置にあたり、工事の施工に必要な進入路として利用するものです。

なお、一時転用ですので、申請人からは令和3年11月20日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第19号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須から南西へ450mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

事務局	所有農地への道が狭く、車で進入できないため、申請地を進入路として拡幅するものです。 以上の農地法第4条に係る全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。 御審議よろしくお願いいたします。
議長	次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。 なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。
北部地区委員	問題ありません。
中央地区委員	問題ありません。
川西地区委員	問題ありません。
議長	事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。 以上の農地法第4条に係る全議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。 【意見なし】
議長	それでは、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。 只今審議しました農地法第4条に係る全議案について、一括で採決を行います。農地法第4条に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

それでは、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。
農地法第5条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、15ページを御覧ください。
合わせて、参考位置図20ページをお開きください。

議案第20号、吉敷赤田三丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ1.1kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、広島県広島市佐伯区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第21号、吉敷佐畑二丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北東へ150mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、宇部市内に居住する教員です。

子供の成長に伴い手狭なため、実家に隣接する申請地を譲り受け、自己用住宅を建設するものです。

議案第22号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから東へ990mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、自動車販売業を営む法人です。

現在の店舗用地明け渡しに伴い、交通の便の良い申請地を取得し店舗を建設し、一部を貸駐車場として整備するものです。

議案第23号、朝田です。

申請地は、JR仁保津駅から北東へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県広島市東区内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。
日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第24号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから西へ660mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

現在の自家用駐車場を、親族が経営する法人へ貸し付けることとなったため、自宅に近い申請地を取得し、新たに自家用駐車場及び通行に必要な進入路として整備するものです。

議案第25号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南西へ510mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、福岡県大牟田市内に居住する、会社役員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第26号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北西へ670mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、広島県広島市東区内に本店を有し、建設業を営む法人です。

JR西日本山陽新幹線高架橋防音壁取替工事に必要となる資材置場及び工事用車両進入路を造成するものです。

なお、この事案につきましては農用地区域内の農地ですが、一時的な転用であって、かつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であり、農地法施行令第4条第1項第1号に該当し、許可の対象となるものです。

また、一時転用ですので、申請人からは令和2年8月31日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第27号、嘉川です。

申請地は、JR嘉川駅から西へ560mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は閑静な住宅街であり、交通の便も良く、需要が見込めるため建売住宅を建設するものです。

議案第28号、江崎です。

申請地は、JR深溝駅から北東へ780mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産管理業を営む法人です。

現在、複数の敷地に保管している資材を、1か所に集めて効率化を図るため、申請地を取得し資材置場として整備するものです。

議案第29号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ950mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県広島市安佐北区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第30号、佐山です。

申請地は、佐山地域交流センターから北へ720mに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

申請人は現在借家住まいですが、手狭であるため、学校・スーパー等が近く居住環境の良い申請地を取得し、自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第31号、小郡下郷です。

申請地は、JR新山口駅から南西へ660mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、宇部市内に本店を有し、販売業を営む法人です。

申請地は、交通量の多い道路沿いにあり集客が見込めるため、店舗を建設するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時

事務局	施行といたします。 議案第32号、阿知須です。 申請地は、JR阿知須駅から南西へ450mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。 申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。 所有農地への道が狭く、車で進入できないため、申請地を取得し、進入路として拡張するものです。
議長	以上の農地法第5条に係る全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いとため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願いいたします。 次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。 なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。
中央地区委員	問題ありません。
川東地区委員	問題ありません。
川西地区委員	問題ありません。
議長	只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。 以上の農地法第5条に係る全議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。
議長	【意見なし】 それでは、以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。

議長

只今審議しました農地法第5条に係る全議案について、一括で採決を行います。農地法第5条に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

次に、相続税の納税猶予適格者証明についての審議を行います。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、24ページを御覧ください。
合わせて参考位置図33ページをお開きください。

議案第33号、大内千坊五丁目、納税猶予適格者証明です。
申請地は、大内地域交流センターから南西へ1kmに位置する用途地域内にある第3種農地です。
申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。
父の死亡により農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。

相続税の納税猶予適格者証明については、以上です。
御審議よろしく願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今、事務局から議案説明がありました納税猶予適格者証明について、各農業委員又は、推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので、採決を行います。
納税猶予適格者証明について、証明書を発行することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました納税猶予適格者証明に係る申請については、証明書を発行することといたします。

次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、２５ページを御覧ください。
農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第３４号です。

地区協議会において、協議していただいたとおりで、
合計５９３筆９２８，１１４．５５㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。御審議よろしく願いいたします。

議長

只今、事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画通り「決定」とします。

次に、農用地利用配分計画に対する審議を行います。議案説明を事務局よりお願いします。

事務局

それでは、２６ページを御覧ください。
農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

事務局

議案第35号です。
地区協議会において協議していただいたとおりで、
合計509筆、815,020.55㎡でございます。
計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項
の各要件を満たしております。
御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、
山口市に回答します。

次に、現況証明についての審議を行います。議案説明を事務局よりお願いします

事務局

それでは、27ページを御覧ください。
合わせて、参考位置図34ページをお開きください。

議案第36号、下小鯖です。

登記地目が田の土地2筆、合計2,511㎡については、昭和58年10月1日から作業場及び資材置場として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第37号、下小鯖です。

登記地目が田の土地1筆、1,024㎡については、現況が山林であった申請地を、平成14年3月13日付けで農地法第3条の許可を受けて取得し

ましたが、その後耕作できず、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第38号、旭通り二丁目です。

登記地目が畑の土地1筆、16㎡については、昭和48年頃から隣接の宅地と一体で利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第39号、鑄銭司です。

登記地目が畑の土地1筆、574㎡については、昭和45年以降、管理されておらず荒廃し、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第40号、秋穂二島です。

登記地目が田の土地1筆、畑の土地2筆、合計994㎡については、昭和60年以降、耕作されておらず荒廃し、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第41号、徳地引谷です。

登記地目が田の土地1筆、25㎡については、平成2年頃から宅地への進路として利用されており、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第42号、徳地引谷です。

登記地目が畑の土地1筆、91㎡については、平成2年頃から宅地への進路として利用されており、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第43号、阿東徳佐下です。

登記地目が畑の土地1筆、380㎡については、平成元年に建物が建築され、建物敷地として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

事務局

現況証明については以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今、事務局から議案説明がありました
が、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願ひします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので議案第36号から議案第43号ま
での現況証明を発行することに「異議なし」とする農業委員の挙手を求めま
す。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、現況証明については全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願ひします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の
一覧表をご覧ください。10月分の受付状況は記載のとおりです。

報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、資料
掲載のとおり全て適当と回答を受けております。

また、報告第3号の①については、第5回総会における審議保留事案です。
一体的に利用する農地について農地法の規定による許可申請書が提出され
ておらず、計画の実現性に問題があるため保留としていましたが、所要の申
請が未だ提出されていないため、本日の総会においても審議保留とするもの
です。

報告第3号の②については、第6回総会における審議保留事案です。事業
の実施に必要である開発許可申請の提出がされておらず、計画の実現性に問
題があるため保留としていましたが、所要の申請が未だ提出されていないた
め、引き続き審議保留とするものです。

報告については以上です。

議長

只今、事務局から報告がありました。各委員さんから質問・意見等があ

議長

りましたらお願いします。

【意見なし】

議長

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

議長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和元年度第8回山口市農業委員会総会議事録である。

令和元年11月18日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 徳田 文雄

署名委員 中谷 敏明

記 録 者 戸田岸 磨帆